

中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中之条町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（令和8年中之条町条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(町との協議)

第3条 条例第8条の規定による協議は、事前協議書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業者の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (2) 事業区域の公図の写し
- (3) 事業区域の位置を示す図面
- (4) 事業区域及びその周辺の状況を確認することができる写真
- (5) 事業計画書（事業計画の概要が確認できる書類）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(周辺住民等への説明等)

第4条 条例第9条第1項の説明会等を開催したときは、説明会等結果報告書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 配布した資料
- (2) 周知を行った地域の範囲を示した図面
- (3) 実施した状況を確認することができる写真
- (4) 出席者名簿（説明会の場合）
- (5) 議事録（説明会の場合）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 周辺住民等は、説明会等が実施された日から起算して30日以内に、当該説明会等を開催した事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書類（以下「意見書」という。）を提出することができる。

(周辺住民等との協議)

第5条 事業者は、意見書の提出があったときは、当該意見書を提出した周辺住民等に対し見解書を提出し、協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により協議を行ったときは、協議結果報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 協議で配布した資料
- (2) 協議の議事録
- (3) 意見書及び見解書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(公表の方法)

第6条 条例第13条第1項の規定による公表は、ホームページ、広報紙等、その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

事前協議書

中之条町長 様

住 所

氏 名

電話番号

中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり協議を申請します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
太陽電池モジュール 総面積	m ²
想定発電出力	k W
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日

添付書類

事業者の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）、事業区域の公図の写し、事業区域の位置を示す図面、事業区域及びその周辺の状況を確認することができる写真、事業計画書

様式第2号（第4条関係）

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

説明会等結果報告書

中之条町長 様

住 所
氏 名
電話番号

中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事業名		
事業区域の所在地		
実施区分		説明会 ・ 事前周知措置
実施対象		
実施方法		
実施日時		
説明会	実施場所	
	説明者	住所 氏名 電話
	参加者	説明対象者（ ）参加者人数（ ）
フ ォ ー ム 質 問 募 集	募集期間	
	質問件数	

	回答方法	
	協議相手方	
	要望・意見等の内容及びその対応等	

添付書類

配付した資料、周知を行った地域の範囲を示した図面、実施した状況を確認することができる写真、出席者名簿、議事録

様式第3号（第5条関係）

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

協議結果報告書

中之条町長 様

報告者 住 所
氏 名
電話番号

中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事業名		
事業区域の所在地		
協議日時		年 月 日 時 分～ 時 分
協議場所		
協議内容	意見書の概要	
	見解書の概要	
	協議の結果	

添付書類

協議で配布した資料、協議の議事録、意見書及び見解書の写し